

三朝町新事業チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町新事業チャレンジ応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新商品の開発、新規事業分野への進出等の新たな取組みに挑戦する町内事業者を支援することを目的として予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、町内で事業を営む者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税を滞納していない者であること。
- (2) 規則第8条の規定による交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から1年以上の営業を継続する者であること。
- (3) 三朝町暴力団排除条例（平成24年三朝町条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) 補助対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていないこと。

(本補助金の額等)

第4条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助対象事業について、同表の第2欄に掲げる補助対象経費の合計額に、同表の第3欄の補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、限度額は同表の第4欄に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

(交付申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ三朝町新事業チャレンジ応援補助金事業計画（実績報告）書（様式第1号）及び三朝町新事業チャレンジ応援事業補助金収支予算（決算）書（様式第2号）によるものとし、同条第3号に掲げる書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を確認できる資料（写真、図面、企画書等）
- (2) 補助対象経費に係る金額が確認できる見積書等の写し
- (3) 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第3号）
- (4) 事業を営む店舗の改装工事等を伴う場合は、当該店舗の所有者の承諾が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 補助対象者は、補助対象事業の実施に当たっては、町内の事業者への発注に努めるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 本補助金の20パーセント以内の減額を伴う変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助対象事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部の変更

(実績報告の時期)

第8条 規則第17条第1項の報告は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は

当該事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号のほか、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る金額が確認できる請求書、内訳書及び領収書の写し

(2) 補助対象事業の実施状況や成果が確認できる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(本補助金の返還)

第9条 町長は、次のいずれかに該当するとき、交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金について返還させるものとする。

(1) 申請者が本補助金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(2) 交付決定日から1年未満で廃業したとき。

(状況報告)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の遂行状況について補助対象業者に報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額	補助対象期間
次のいずれかに該当するもの (1) 新商品開発 (2) 新分野への進出 (3) 新サービスの提供 (4) その他町長が特に必要と認められたもの	補助対象事業に要した経費で、次に掲げるもの。 (1) 店舗の新築及び増築工事費 (2) 外装工事費 (3) 内装工事費 (4) 設備工事費 (5) その他の工事費 ア 基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事費 イ (1)から(4)までに掲げる工事に関連して行う解体工事費 (6) 店舗、車両、機器等の賃借料（敷金、礼金、保証金等は除く。） (7) 設備、備品購入費（消耗品等は除く。） (8) 事業開始時の広告宣伝に係る経費 (9) その他町長が必要と認める経費	1 / 2	50万円	交付決定日の属する年度の3月31日まで。

様式第1号（第5条、第8条関係）

三朝町新事業チャレンジ応援補助金事業計画（実績報告）書

1 事業計画（報告）

<事業の目的>

<事業の内容>

2 事業経費

単位：円

事業区分	補助事業に要する経費	補助対象となる経費	負担内訳	
			町補助金	その他
計				

3 補助事業完了予定日 年 月 日

4 添付書類

(1) 申請

- ア 補助対象事業の内容を確認できる資料（写真、図面、企画書等）
- イ 補助対象経費に係る金額が確認できる見積書等の写し
- ウ 事業を営む店舗の改装工事等を伴う場合は、店舗所有者の承諾が確認できる書類
- エ 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第3号）

(2) 実績報告

- ア 補助対象経費に係る金額が確認できる請求書、内訳書及び領収書の写し
- イ 補助対象事業の実施状況や成果が確認できる資料

様式第2号（第5条、第8条関係）

三朝町新事業チャレンジ応援補助金収支予算（決算）書

1 収入

単位：円

区分	予算額	(決算額)	(差引増減額)	備考
町補助金				
その他				
計				

2 支出

単位：円

区分	予算額	(決算額)	(差引増減額)	備考
計				

様式第3号（第5条関係）

町税の滞納の調査に係る同意書

三朝町新事業チャレンジ応援補助金の交付を申請するに当たり、三朝町新事業チャレンジ応援補助金交付要綱第3条第1号に規定する町税を滞納していないことの審査を行うため、町税の納付状況について調査されることに同意します。

年 月 日

三朝町長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

㊟